

## 福岡県農林水産業・農山漁村振興条例

平成26年福岡県条例第51号

本県は、温暖な気候で、筑後川、遠賀川、矢部川をはじめとする河川沿いに広がる肥沃な平野から、筑紫山地、筑肥山地、耳納山地等の山地まで変化に富む地形を有し、筑前海、有明海、豊前海といった特徴ある水域にも恵まれている。これらの豊かな自然環境を活かして、多様な農林水産業が展開され、全国に誇れる農林水産物が数多く生産されている。

また、県土の半分近くを占める森林は、水源かん養機能、土砂流出防止機能等県民の安全・安心な生活に重要な役割を果たしている。

このように、本県の農林水産業は、先人たちの優れた技術とたゆみない努力により、今日まで県民生活に欠くことのできない食料を供給するのみならず、水源のかん養や県土の保全等、県民に計り知れない恵みをもたらしており、本県にとって重要な産業である。

私たち福岡県民は、このような農林水産業の役割は今後も変わることはなく、健康で豊かな生活を支えていくために極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかしながら、本県の農林水産業は、急速に進む担い手の減少、高齢化や国際化の進展、食生活の多様化、さらに自然災害や家畜伝染病の発生の増加といった農林水産業及び農山漁村をめぐる状況の変化により、その持続的な発展の基盤が揺らいでいる。

このような事態を克服するためには、競争力のある本県農林水産業を確立することはもとより、全ての県民が食及び木材利用の重要性を再認識するとともに、農林水産業及び農山漁村が果たす役割と意義に思いを致し、都市と農山漁村が共生しつつ持続的に発展するために主体的に行動していくことが重要である。

ここに、本県の農林水産業及び農山漁村を県民の貴重な財産として育み、次代に引き継ぐとともに、その進むべき道を明らかにするために、この条例を制定する。

### (目的)

第一条 この条例は、本県の農林水産業及び農山漁村の振興に関する施策について、基本理念及びその実現に必要な事項を定めることにより、農林漁業者の意欲の向上を図るとともに、農林水産業及び農山漁村に対する県民の理解を深め、もって本県の農林水産業及び農山漁村の持続的な発展並びに県民の健康で豊かな生活の向上に寄与することを目的とする。

### (基本理念)

第二条 県は、次に掲げる基本理念に基づいて農林水産業及び農山漁村の振興を図るものとする。

- 一 地域の特性に応じて、収益性の高い、足腰の強い農林漁業経営（社会経済情勢の変化に即応し得る安定的な農林漁業経営をいう。第四条において同じ。）が確立され、

将来にわたり農林水産業が持続的に営まれること。

二 県民が求める安全で安心な農林水産物の生産が行われるとともに、食及び木材利用の重要性について県民の理解が深められ、農林水産業の振興に資する県民の主体的な行動が促されること。

三 農林水産業及び農山漁村が育んできた良好な景観の形成、県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、文化の伝承等の多面的な機能が、将来にわたって維持増進されること。

#### (県の役割)

第三条 県は、農林水産業及び農山漁村の振興のため、国及び市町村との適切な役割分担並びに農林漁業者、農林水産業関係団体（農業協同組合、森林組合、漁業協同組合その他の農林水産業に関する団体をいう。次条において同じ。）等との連携の下に、本県の自然的、経済的及び社会的諸条件に応じた総合的な施策を推進するものとする。

#### (農林漁業者及び農林水産業関係団体の役割)

第四条 農林漁業者及び農林水産業関係団体は、県民が求める安全で安心な農林水産物の供給の主体であることを深く認識するとともに、収益性の高い、足腰の強い農林漁業経営の確立に向け、創意工夫を生かした効率的な生産及び魅力ある農山漁村づくりに主体的に取り組むよう努めるものとする。

#### (県民の役割)

第五条 県民は、食及び木材利用の重要性を認識し、特に成長過程にある子どもの食生活が健全で豊かなものになるよう心がけるとともに、農林水産業及び農山漁村の役割及び意義に対する理解を深めるよう努めるものとする。

2 県民は、前項の規定を踏まえ、地産地消（県産農林水産物を県内で消費し、又は利用することをいう。次条第十二号において同じ。）、農林漁業体験等への参画、農林漁業者との協働等により、農林水産業及び農山漁村の振興に協力するよう努めるものとする。

#### (主要な施策)

第六条 県は、第二条に定める基本理念にのっとり、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

- 一 需要の動向に応じた農林水産物の生産、新たな需要を創出する品種及び品目の導入等による収益性の高い経営の確立及び競争力のある産地の育成に必要な施策
- 二 農林水産物の優良な種子、種苗等の安定供給及び品質の確保に必要な施策
- 三 知的財産の戦略的な保護及び活用並びに六次産業化（一次産業としての農林漁業と、二次産業としての製造業、三次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出すことをいう。）の取組等農林水産物のブランド化（農林水産物の付加価値の創出、維持及び向上をいう。）に必要な施策

- 四 農林水産物の輸出の促進及び県外への販路拡大に必要な施策
- 五 県産木材の需要及び供給の拡大に必要な施策
- 六 海面及び内水面での漁業における資源管理、種苗放流等の水産資源の持続的な利用に必要な施策
- 七 意欲のある担い手の育成及び確保に必要な施策
- 八 女性が自らの視点を生かした経営及びこれに関連する活動に参画する機会を確保するための環境整備に必要な施策
- 九 農林水産業及び農山漁村の発展に資する新品種及び新技術の開発並びにその普及に必要な施策
- 十 農林水産業の生産性を向上させるための基盤整備に必要な施策
- 十一 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に必要な施策
- 十二 家畜及び養殖水産動物の伝染病並びに農林水産物及び森林の病虫害の発生予防及びまん延防止に必要な施策
- 十三 安全で安心な農林水産物の生産の推進、県産農林水産物に関する情報の提供等による消費者の信頼及び消費意欲の向上に必要な施策
- 十四 地産地消の推進に必要な施策
- 十五 教育機関等と連携した食育、木育（木の良さや木材利用の意義を学ぶことをいう。）等の推進に必要な施策
- 十六 農林水産業及び農山漁村に関する情報の提供、農林漁業体験機会の拡大、都市と農山漁村との間の交流の促進等、農林水産業及び農山漁村に対する県民の理解と関心を深めるために必要な施策
- 十七 農林漁業者と特定非営利活動法人、ボランティア、企業等との協働による農山漁村の維持発展に必要な施策
- 十八 自然環境に配慮した農業水利施設等の整備、安全で快適な生活環境の整備等による魅力ある農山漁村づくりに必要な施策
- 十九 災害に強い農林水産業及び農山漁村づくりに必要な施策
- 二十 中山間地域における棚田、特産物等地域特有の資源を活用した農山漁村の活性化に必要な施策
- 二十一 農薬、肥料等の適正な使用の確保、農林水産業活動により生じるバイオマス（動植物に由来する有機物である資源をいう。）の活用の推進等による農林水産業の自然循環機能の維持増進に必要な施策

**（基本計画の策定）**

第七条 知事は、農林水産業及び農山漁村の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本計画を定めなければならない。

- 2 知事は、基本計画を定めようとするときは、福岡県農林水産業振興審議会の意見を聴かなければならない。

- 3 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 知事は、農林水産業及び農山漁村をめぐる情勢の変化等を勘案し、おおむね五年ごとに基本計画を見直すものとする。
- 5 第二項及び第三項の規定は、基本計画の見直しについて準用する。

**(施策の実施状況等の公表)**

第八条 知事は、毎年、農林水産業及び農山漁村の動向並びに農林水産業及び農山漁村の振興に関し講じた施策の実施状況を公表するものとする。

**(福岡県農林水産業振興審議会の設置)**

第九条 県に福岡県農林水産業振興審議会（以下この条において「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、第七条第二項に規定する事項を処理するほか、知事の諮問に応じ、農林水産業及び農山漁村の振興に関する重要事項を調査審議する。
- 3 審議会は、前項に規定する事項に関し、知事に意見を述べることができる。
- 4 前三項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

**(推進体制の整備等)**

第十条 県は、農林水産業及び農山漁村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための効率的な体制の整備に努めるものとする。

- 2 県は、第二条に定める基本理念の実現に向け、広く県民が参画して行われる諸活動を促すよう努めるものとする。

附 則

**(施行期日)**

- 1 この条例は、公布の日（平成26年12月25日）から施行する。  
(福岡県農業・農村振興条例の廃止)
- 2 福岡県農業・農村振興条例（平成13年福岡県条例第30号）は、廃止する。  
(経過措置)
- 3 この条例の施行の際現に定められている前項の規定による廃止前の福岡県農業・農村振興条例第七条第一項の規定による基本計画その他の福岡県における農林水産業及び農山漁村の振興に関する基本計画は、この条例の施行の日から第七条第一項の規定により基本計画が定められるまでの間は、同項の規定により定められた基本計画とみなす。

附 則（令和6年条例第19号）

この条例は、公布の日（令和6年3月26日）から施行する。